

令和5年第7回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年7月28日（金）午後1時35分から3時28分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（11人）

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	大久保	暢夫
会長職務代理者	3番	樋口	なぎさ
	6番	栗山	浩和
	7番	野村	勉
	8番	有澤	節子
	9番	福本	隆憲
	10番	公文	啓子
	11番	千光士	伊勢男
	12番	小松	昭則
	14番	小松	昌平

4. 欠席農業委員（3人）

4番	西岡	秀輝
5番	川島	一義
13番	小松	豊喜

5. 出席農地利用最適化推進委員（9人）

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
東川	有澤	光喜
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

- 議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について
 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について
 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
 決定について
 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 1 9 条の 2 の農用地利
 用集積計画（一括方式）決定について
 議案第 6 号 非農地証明願について
 議案第 7 号 安芸市農業経営基盤の強化の促進に関する基
 本的な構想の見直しについて
 その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

事務局長

皆様、こんにちは。

私は、農業委員会事務局長を、この 4 月から務めております三宮と申します。どうかよろしくお願ひします。

議事に入ります前に、先の臨時会におきまして選出されました農地利用最適化推進委員の皆様へ、本日からご出席していただいております。

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項に基づきまして農業委員会から委嘱します。

それでは、渡辺禎宏推進委員より順番に委嘱状を内川会長が交付しますので、自席でお待ちくださるようお願ひします。

（内川会長から 9 人に委嘱状交付）

事務局長

推進委員の皆様、3 年間よろしくお願ひします。

本日は、推進委員の皆様が出席しての最初の会ですので、自己紹介を順次お願ひいたします。まずは事務局職員からさせていただきます、次に、委員の方々の自己紹介を、順番に時計回りにお願ひします。

（事務局職員の自己紹介）

（農業委員、農地利用最適化推進委員の自己紹介）

事務局長

この後、諸般の報告で報告させていただきますが、本日 4 番西岡秀輝委員、5 番川島一義委員、13 番小松豊喜委員が欠席となっております。よろしくお願ひします。

議長

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長

本日の出欠状況を報告します。

定数14人、欠席3人、出席数11人であります。

欠席委員の4番西岡秀輝委員、5番川島一義委員、13番小松豊喜委員から、所用のため欠席の届出がっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

7月19日に、こうち農業委員会女性ネットワーク第8回総会及び研修会が高知市で開催され、野町委員と樋口委員が出席しました。

また、7月21日に、第88回常設審議委員会が高知市で開催され、弘井係長と内川会長が出席しました。

また、7月25日に地域計画に向けたファシリテーター研修会が高知市で開催され、北村次長が出席しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長

本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に大久保暢夫委員及び樋口なぎさ委員を指名いたします。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

議案書は、1ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。

今回は9件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり安芸ノ川の3筆で、面積は全部で604㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の1筆で、面積は全部で181㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北、別役の22筆で、面積は全部で15,278㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北、別役の6筆で、面積は全部で13,085㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり別役の2筆で、面積は全部で990㎡です。

共有者の持分の相続により所有権の一部が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居、井ノ口の8筆で、面積は全部で6,579㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり僧津、井ノ口、尾川の28筆で、面積は全部で15,578㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号8番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり尾川の28筆で、面積は全部で13,543㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号9番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり尾川の21筆で、面積は全部で28,419㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望は

ございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等
がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですの
で、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申
請について」を議題とし、事務局が説明をいたしま
す。

事務局(北村) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明い
たします。

議案書は10ページからです。

今回は、6件の申請があっております。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記
載のとおり川北の1筆で、現況地目は田で、面積は3,701㎡
です。

売買による所有権移転の申請で、ナスの作付を予定して
います。

所在地につきましては、12ページに地図がございます。

社会福祉法人・香南会のキセキレイの里から見て、南西
にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A
3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス
等を栽培しています。今回の申請地は、ナスの作付けを予
定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等
からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するもの
と見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は
個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではあり
ませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、
ナス等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事す
る予定者、年間300日が1名、年間250日が1名おります。

このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、7月11日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番と3番は、一画地の農地で、所有者が異なるもので、関連していますのでまとめて説明いたします。

申請番号2番と3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり、申請番号2番は僧津の農地3筆で、登記地目は畑で、面積は538㎡で、申請番号3番は僧津の農地1筆で、現況地目は田で、面積は6.61㎡です。

申請番号2番は、売買による所有権移転の申請、申請番号3番は、贈与による所有権移転の申請で、ジャガイモの作付けを予定しております。

所在地につきましては、12ページに地図がございます。

天神坊橋の北西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稲、野菜等を栽培しています。今回の申請地では、ジャガイモを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと考えられます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画

どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年2月ごろに耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻、野菜等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間200日が1名、年間150日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買と贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはジャガイモを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、7月13日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の3筆で、現況地目は畑で、面積は731㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、ユズ等が作付されています。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

J A ライスセンターから北東の方向に上がったところにある農地です。

これから現地の写真を見ていただきますが、今回の申請のありました農地に上がっていく市道の改良が平日行われていますが、狭小な道の拡幅工事のため、平日は全面通行止めとなっています。

このため、日曜日に申請者に案内いただき写真を撮影し、それを現地確認委員に確認していただきました。

それでは、現地の写真をお配りしますので、ご確認くだ

さい。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は野菜を栽培しています。今回の申請地は、ユズ等が作付けされています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、野菜を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間250日が1名、年間200日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズ等が作付けされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地確認につきましては、前もって撮ってきた写真を7月10日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

次に、申請番号5番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、登記地目は畑で、面積は23㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しております。

この件については調査書に記載しましたが、譲渡人が高齢となり、他の所有農地から離れた位置にある狭小で不整

形な、この農地の管理に困って、農地に隣接する方に相談したところ、仕事で通ってきている子供である譲受人に譲り受けることが了承されたため、申請を行うものです。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

井ノ口・山田橋の北東の住宅の裏にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、これまで農業に従事したことはありませんが、職場である実家の裏にある狭小で不整形な農地について、近隣の農家の指導を受けて、自家消費のため、野菜の栽培を行う計画です。規模も小さく、効率的に利用することが見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、自家消費で当該農地を耕作する予定で、農業に従事する予定者、年間100日が1名、50日が1名おります。原則150日の要件は下回りますが、面積23㎡の農地の管理ですので、耕作に必要な日数は満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、7月10日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

最後に、申請番号6番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり津久茂町の1筆で、現況地目は畑で、面積は74㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ネギ等の作付を予定し

ています。

所在地につきましては、14ページに地図がございます。

市営津久茂団地の西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻等を栽培しています。今回の申請地は、ネギ等の作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間160日が2名、年間100日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはネギ等の作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、7月14日に野村勉委員、川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番は、中平秀一委員、申請番号2番と3番は、福本隆憲委員、申請番号4番と5番は、大久保暢夫委員、申請番号6番は、野村勉委員、お願いします。

中平秀一推進委員

1番です。7月11日に現地を確認してきました。先ほど

の説明のとおりです。

9 番福本委員

2 番と 3 番です。7 月 13 日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

2 番大久保委員

4 番と 5 番です。7 月 10 日に現地を確認、写真の確認をしてきました。先ほどの説明のとおりです。

7 番野村委員

6 番です。14 日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事 務 局 (北村)

「報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は 15 ページです。

届出番号 1 番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北の 3 筆です。地目は田で、面積は 4,166㎡です。

当初は、平成 31 年 4 月 1 日から 10 年間の賃借権が設定されていましたが、借り手の変更のため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号 2 番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の 1 筆です。地目は田で、面積は 1,874㎡です。

当初は、令和 4 年 6 月 1 日から 2 年間の賃借権が設定されていましたが、借り手の変更のため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第 3 号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(北村)

すみません。調査書の方に誤りがありました。

申請番号4番の借入人の「ツネイシ」さんの漢字が議案書と調査書で違っていています。議案書の方の漢字(恒石)が正しいので、調査書の漢字(常石)の訂正をお願いします。

それでは、「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は16ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借入人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で1,618㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

伊尾木の木工場の北にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借入人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で4,166㎡です。

ナスと水稻を作付する予定をしており、貸借期間は6年間で、賃借料は、ナスの作付け箇所は10アール当たり米6俵代の条件で、水稻の作付け箇所は10アール当たり米1俵代の条件で、新規設定する計画です。

先ほど、賃貸借の解約の説明を行った箇所になります。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

クボタの安芸営業所の東にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地5筆で、地目は田で、面積は5,223㎡です。

ナスと水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は2年間で、賃借料はナスの作付け箇所は10アール当たり米6俵代の条件で、水稻の作付け箇所は10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。

全農こうちのゆめファームの西にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は2,500㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は15年間で、賃借料は、32万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。

井ノ口・葉タバコ乾燥場の北東にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、

申請番号1番は、内川昭二委員、黒岩榮之委員に、申請番号2番は、西岡秀輝委員、中平秀一委員に、申請番号3番と4番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員に、確認いただきました。

説明は、以上です。

- 議 長 現地確認委員の報告を申請番号1番は、黒岩榮之委員、申請番号2番は、中平秀一委員、申請番号3番と4番は、小松昌平委員、お願いします。
- 黒岩推進委員 申請番号1番です。7月13日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。
- 中平推進委員 申請番号2番です。7月11日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。
- 14番小松昌平委員 申請番号3番と4番です。7月10日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。
- 議 長 それでは審議をお願いします。
- 14番小松昌平委員 疑問に思ったことを聞きゆうがやけど。
申請番号4番。ハウスやったら、32万円でえいがやけど。土地代なのか、ハウス代なのか、明確にした方がえいじゃないかなと思うがやけど。たぶん、これは全部でなんぼということやと思う。
今後貸していくときに、ハウスは古いもの、新しいもの、いろいろあって、そこをちゃんとしちよった方が判断しやすくなると思うがやけど。
- 事 務 局（北村） そのことについて説明させていただくと。
申請があったときに、年間いくらということで賃借料を申し出ただいて計画書に記載するんですが、これは土地分の賃借料ですと説明させてもらっています。
後は、両者が決めて申し出るんですが、明らかに高い場合は、確実とは言えませんが、ハウスが建っている場合で、それを含めた賃借料を申し出ていると思われれます。ただ、申し出に対してはそのまま受け取っています。
年間の賃借料を平均して出していますが、その際には明らかに高いものは、それを入れてしまうと高い金額になってしまいますので、そのようなものは除いて計算していません。
年間の平均値をお示しする際には、特殊な案件は入れていないということです。
委員の指摘は分かるんですが、実際は申し出られたとおり受け取っています。
- 14番小松昌平委員 できるだけ特殊な事案はなくしていった方がいいので、発言しました。
(発言する者あり)
- 事 務 局（北村） 申請を受ける際に、できるだけ丁寧に説明するようにし

ます。

(その他質問、意見等 なし)

議 長

他にないようですので、採決いたします。

「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について」、説明いたします。

議案書は、20ページです。

農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地4筆で、地目は田で、面積は3,322㎡です。

作物は、転借人が果樹を栽培する予定をしております、貸借期間は15年間で、賃借料は10アール当たり3万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

川北・東ノ岡集落の南にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、西岡秀輝委員、中平秀一委員に、確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、中平秀一委員、お願いします。

中平推進委員

7月11日に現地確認してきました。植わっているものは

ありましたが、何の果樹かは分かりませんでした。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第6号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井）

「議案第6号、非農地証明願について」説明いたします。議案書は22ページです。

今回は1件の申請が出ております。

申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は122㎡となっております。

所在地の地図は、23ページに掲載しております。

安芸おひさま保育所の東約100mにある土地で、現在は住宅の駐車場として使用されています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和58年頃から西側隣地に住宅が建ち、その住宅の駐車場として使用され、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課の証明する書類を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、7月14日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、野村勉委員、お願いします。

7番野村委員

7月14日に現地確認をしてきました。先ほどの報告のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第6号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案第6号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、「議案第7号、安芸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題とし、農林課の職員が説明いたします。

中川課長補佐

農林課の中川と申します。

それでは、私の方から「議案第7号、安芸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」ご説明させていただきます。

「議案第7号 別紙資料」の1ページをご覧ください。

まず、今回見直しを行おうとする「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づいて市町村が定める計画で、高知県が作成いたします「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の内容に即して定めることとされています。

おおむね5年ごとに見直しが行われる県の基本方針に合わせて、市の基本構想もその都度更新しており、直近では令和3年12月に、この基本構想の全体見直しを行っております。

この安芸市の基本構想におきましては、地域において育成すべき、効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援のほか、将来における地域ごとの農業や、育成する経営体制の展望などについて、総合的に定めているところでございます。

先般、「農業経営基盤強化促進法」という法律が改正されたことに伴いまして、本年6月に県の基本方針が変更されました。

本市では、変更後の県の基本方針に即した内容となるよう、市の基本構想に修正を加えるとともに、法律の改正で新たに定められた項目として、市が確保および育成する「農業を担う者」の対象や、支援施策の考え方、「地域計画」の実現に向けた取組などについて追記をする形で、今回見直しを行うものです。

なお、この度の見直しにつきましては、法改正に伴って必須の追加項目とされたもののほか、高知県安芸農業振興セン

ターやJA高知県など、関係機関から聴取したご意見等を踏まえた最低限の変更にとどめておりました。経営体別の地域営農モデルや各種指標等につきましては、今回の全体見直しの際にあらためて精査することとしておりますので、ご了承願います。

それでは、主な見直しの内容についてご説明いたします。

1 ページの真ん中から下の表をご覧ください。

項目「第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」につきましては、法改正に伴う必須の変更はございませんが、関係機関からのご意見をいただき、これまで記載のなかった本市の「ゆず振興」に関する記述を追加しております。

項目「第 2」及び「第 2 の 2」につきましては、変更箇所はございません。

裏面の 2 ページをご覧ください。

項目「第 3」につきましては、法改正に伴う追加事項として、項目全体が新設されております。

「第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」といたしまして、本市における「農業を担う者」の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、関係機関との役割分担・連携の考え方、市が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組につきまして、新たに追加をいたしております。

項目「第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」につきましては、主な変更内容として、認定農業者等の担い手への農用地集積目標について、県基本方針に合わせてまとめて記載したことや、今後、安芸市が策定する「地域計画」の実現に向けた取組などについての記載を追加しております。

項目「第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、主に「地域計画」を策定するための協議の場の設置に関する事項や区域の考え方、調整方法などについての記載を追加いたしました。

項目「第 6 その他」につきましては、変更箇所はございません。

次に、A3 サイズで二つ折りにしております新旧対照表をご覧ください。

こちらは、今回見直しを行います基本構想につきまして、

見直し前後で対比をさせる形で、変更となる部分を赤字にしてお示ししております。

一番左の列には、変更後の新たな条文を、真ん中の列には変更前の条文を記載しており、一番右の列には、変更となった内容の説明を記載いたしております。

個々の変更内容につきましては、先のご説明と重複いたしますので省略をさせていただきますので、後刻、お目通しをお願いいたします。

最後に、A4 サイズで2箇所をホッチキス留めした変更後の基本構想（案）をご覧ください。

こちらは、この度の見直しを反映させた基本構想（案）で、変更となった箇所を赤字にして下線を引いておりますので、先ほどの新旧対照表を合わせて、ご確認をお願いします。

私からの説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは審議をお願いします。

11番千光士委員

今回の見直しに当たって、これまでやってきた振興対策について反省するところはなかったか。農業の人口はどういう変化をしているのか。その辺りはどうなった。

中川課長補佐

これまでの振興策に対する反省点はあるとは思いますが、先ほどご説明いたしましたとおり、今回の見直しにつきましては、法改正に伴う必須とされた、最低限の項目をすることとどめております。

11番千光士委員

これまでの検証については、時間的な制約もあり、そこまで至っておりません。次回の見直しに合わせて行いたいと思いますので、ご理解をお願いします。

中川課長補佐

見直ししたのは、おおまかな柱だけやな。

そうです。

小松幸宏推進委員

さっきの説明の中では、「地域営農モデル」については、今後見直しをかけるみたいなことを言いやあせんかった。

中川課長補佐

はい。

小松幸宏推進委員

地域営農モデル、5 ページの前の、4 ページの中で、所得を書いている。

平坦地ではおおむね500万円、中山間地ではおおむね400万円、これは現在の営農モデルからしたら少ないがやないという気がして。

最近、新規就農で、こんなに若い新規就農者がと

いう者もいるが。この計画の中で、これぐらいの営農モデルでは、今後農業をやっていこうと思うときに、こればあしか儲からんというふうに思うんじゃないかなと思ひまして。

10アール当たりのおおまかな収入で、経費引いて、所得を50%と見て、出しちゅうがやないかと思うけど。おおまかな収入を何から引っ張ってきちゅうか。

苦勞して、500万円とかいうたら。どうかという気がします。

事務局長

ちょっと根拠は分らんですが。

歴代、これまで変更して整理している中で、この500万円、400万円という数字は、そこまで詳細な検証をせずに来ているところがあるんじゃないかと思ひます。

県の振興センターから聞くところでは、安芸市の500万円というのは、県内市町村でも高い基準にしているところがあると。

三反の経営規模からいうと少ないと思われるところはあるかもしれないが、施設園芸の規模で、大きい人から小さい人までいる中で、地域の担い手の認定農業者になってもらうには、構想に定めた所得基準を満たさないといけないので。

その辺りは、詳細に分析を進めていって、基準の見直しをしていきたいと考えています。今のところは、これで進めていかせていただきたい。

(複数発言する者あり)

14番小松昌平委員

現状、10アール当たり18トンとって、単価計算して、だいたい470万円くらい。それから経費引かんといかん。三反作って1,500万円弱。所得を半分としたら・・・、どればあ経費を引かれるか分らんけど。だいたいこれくらいという気はする。

(複数発言する者あり)

小松幸宏推進委員

地域営農モデルを今後見直すということやき。その時に、そこら辺のところも一緒に検討していただきたい。

14番小松昌平委員

施設園芸をそういうふうやっていくのであれば、ユズの方も見たいかんといかんと思う。新規就農者のために。

(その他質問、意見等 なし)

議長

他にないようですので、採決いたします。

「議案第7号、安芸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」は、原案おり決定

することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長

賛成多数です。

よって、「議案第7号、安芸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」は、原案どおり決定いたしました。

議 長

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事 務 局 (北村)

私の方から、2点お知らせいたします。

まず、「8月の定例会の予定」です。

令和5年度の定例会開催日程を再度配布させていただきました。8月の定例会は、8月25日(金)の予定です。

次に、もう一枚、お手元に配布しました用紙をご覧ください。

「農業者年金加入推進特別研修会」を高知県農業会議が8月18日(金)の午後、高知市の会場と、オンラインとで研修会が開催する予定です。市役所の会議室の予約がとれなかったことから、会場での参加となります。

事務局は、私が参加の予定です。参加可能な方は、私の方までご連絡ください。

あと、高知県農業会議から「農業委員会全員研修会」を8月29日の午後を予定しているということでお知らせが来ています。こちらは、会場ではなく、オンラインでの開催の予定だということ、開催予定日の市役所会議室の空きは、この会議室の西半分が空いていたので予約しています。参加者希望者が多数の場合は、人数を調整させていただくことになると思います。出席希望者は、事務局までご連絡ください。

以上、私からのお知らせとなります。

事 務 局 (弘井)

本日、皆さんの席に置かせていただきましたが、今年も「農地利用状況調査」をお願いします。

今回が初めての方もいらっしゃると思いますので、少し説明させていただきます。

カバンの中から、バインダーを出してください。

それをもとに調査いただくことになります。

調査方法は、昨年と同じです。調査は、カバンに入っている調査担当地区一覧の地区を調査していただきます。

この中で、黒鳥、植野、宝永町につきましては、公文委

員が初めてということで、川島委員と一緒に回っていただくようお願いします。

小松昭則委員、小松幸宏委員につきましては、前任者のそれぞれの地区を担当いただきますので、よろしく申し上げます。

調査は、担当地区の全農地について調査し、遊休農地があれば、報告していただきます。昨年の調査で、遊休農地となったものは、バインダーに挟んでいます調査結果記入用紙に記載されています。それ以外に、新たにあった場合は白紙の記入用紙がありますので、それに記入し、地図に蛍光ペンで記載をお願いします。

調査結果の記入については、解消区分の欄には、状況に応じて「A、1、2、3」のいずれかを記入いただくようになります。

簡単に説明しますと、「A」は耕作が再開されている場合や、草刈り等をして保全されていてすぐに耕作できる状態になっている農地。「1」は耕作放棄しているが、簡単な草刈りはされていて、少し手を入れれば、耕作を再開できる農地。「2」は耕作放棄していて、耕作を再開するのは、基盤整備事業など条件整備が必要な農地。「3」は農地利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣る農地。

本日配布したパンフレット（農地パトロールと利用意向調査に関するもの、遊休農地発生防止と解消に関するもの）も参考にしてください。「ストップ遊休農地」の6、7ページに先ほどの分類と判断基準が載っています。

調査は、8月、9月の2カ月で調査いただき、10月2日までに提出いただくようお願いします。暑い中での作業となりますがよろしく申し上げます。

事務局（北村）

穴内と赤野の、新任の委員の方は、栗山委員と長野推進委員の方に、分からないことがあれば聞いていただければと思います。

事務局（弘井）

何か確認が必要なことがありましたら、事務局までご連絡ください。

事務局長

最後に、本日お配りした「令和5年度農林課の人員体制及び事務事業の概要」について、私の方から説明させていただきます。

本来は、年度当初にご説明する内容となりますが、この度の改選にあわせて、令和5年度の農林課の所管する農業に係る事業について、私のほうから説明させていた

できます。

お手元の資料お開きいただき、1ページと2ページをご覧ください。

令和5年度の職員の体制、農林課の座席表を記載しております。

まず、係の編成としましては、昨年、令和4年度に課内の係の業務編成を見直しており、農業全般を担当する農業振興係4名、次に農林業の基盤関係や中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金を担当する農林業土木係4名、最後に林業全般、及び鳥獣対策を担当する林業振興係3名、以上の体制で、業務の遂行にあたっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3ページをお開きください。

3ページからは、農林課で係ごとの所管する主に農業に関係する事業を記載しており、総合計画等での体系別に整理しております。

まず、3ページです。

「農地の有効利用と保全」として記載しておりますが、農業委員会に関係するものとしまして、2段目に記載してあります「人・農地問題加速化支援事業」についてです。

この件につきましては、また、改めて説明する場を設ける必要があると思っておりますので、本日は概要のみの説明としますが、今年4月の農地等に関連する法律の一部改正に伴いまして、今までの「人・農地プラン」から、新たに「地域計画」というものを令和6年度末までに策定しなければならなくなりました。

この「地域計画」につきましては、市内の地域ごとで、地域の10年先の農地のあり方、農地をだれが耕作するのかということを協議し、計画として策定する必要があります。

10年先の農地の耕作状況を「目標地図」として、農業委員会が主体となって作成する必要があり、農業委員、最適化推進委員の皆さんに、ご協力いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

次に4ページです。

「担い手の確保・育成」として、新規就農支援に関する事業を記載しております。

昨年度から特に大きく変わった点等はありませんが、一番下段の「新規就農サポートハウス事業」では、本年度、市サポートハウスの6号棟の建設予算を計上し、現在、建

設工事中であります。

施設園芸での新規就農には、ハウスの新設、または中古ハウスの活用が必然となってきますので、委員の皆さんには、日頃より農地やハウスを貸したい方の情報の収集などお願いできればと思います。もし、そういった情報がございましたら、農林課か、委員会事務局までご連絡くださるようお願いいたします。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページから6ページにかけて、「農業経営の安定・向上」として、関連事業を記載しております。

5ページの上の表の一番下段に、本年度からの新規事業として、「農業資材等価格高騰対策事業」を記載しております。

広報への折り込みもしていただきましたので、皆さんご存じかと思いますが、本市独自の事業として、施設園芸の被覆資材への補助を800万円と、廃プラ処理費への補填とした廃プラ協議会への補助300万円を計上しています。

被覆資材の補助につきましては、県の方でも被覆の高度化を図る場合の補助が創設されておりますが、安芸市では、更新も対象としたもので、POフィルムの0.15などの耐用年数が概ね5年程度のものが、補助率1/5以内、上限1反当たり30万円。POやビニール、内張も含む、耐用年数概ね3年以下のものを、補助率1/10以内、上限1反当たり10万円として、今回補助金を創設しています。

なお、この事業につきましては、令和5年度からの5か年事業としています。

次に6ページから7ページにかけてです。

「生産基盤の充実」として、「園芸用ハウス整備事業」などのハウスや、燃料用タンク、環境制御機器などへの補助事業を記載しております。

内容に大きな変更はありませんので、詳細の説明は省略いたしますが、南海トラフ地震対策の一環となる流出防止装置付き燃料用タンクの整備は、安芸市ではまだまだのところがありますので、今後、更なる整備を図る必要があると思っております。

次に、農林業土木係に移ります。

8ページから9ページにかけて、農林業土木係の主要事業を記載しております。

高規格の延伸に伴う周辺整備から、多面的機能支払交付

金、城跡北地区の圃場整備として、土居、僧津、井ノ口、高台寺工区の計画作業などに取り組んでおりますので、関係する委員の皆さんは、ご協力をお願いいたします。

最後になります。

10 ページには、林業振興係の主要事業として、農業に係る「有害鳥獣対策」の事業を記載しております。

説明は省略させていただきますが、鳥獣被害の防止に向け、駆除にあたっての捕獲報償金や、ユズなどの被害防止のための防除ネット等への補助を計上しております。

以上が、農林課での5年度事業の概要となります。

詳細の確認や事業実施の相談などは、農林課の方へお問い合わせいただければと思います。

(質問、意見等なし)

議 長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年8月25日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員